

請願・陳情における手続のオンライン化に係る検討事項等

1. 請願・陳情の提出等にかかる手続について

	検討項目	現行 (紙文書で提出)	改正案		
			改正内容	特記	
請願・陳情共通事項	1 提出方法 ・ 請願書・陳情書 ・ 請願・陳情の撤回 ・ 請願の陳情切替申出	来庁・郵送		電子申請システム	
	2 提出者の本人確認の水準	本人確認なし	【案①】	電子証明書（マイナンバーカード）の利用	
			【案②】	運転免許証等各種証明の添付	
			【案③】	本人確認なし	
	3 住所、請願・陳情（代表）者名の記載方法	請願書・陳情書等に記名する。		請願書・陳情書等データに記名する。	
	4 署名簿の提出方法 ※署名簿がある場合	紙文書で提出	【案①】	紙文書で提出する。（現行のまま）	・ 以前提出された署名簿データの送付等、データが使い回しされていないか判別できない。 ・ 電子申請システム上、データ容量の制限あり。
【案②】			オンラインで提出する。		
5 議長から提出者への審査結果の回答書送付方法	回答書を紙文書で送付	【案①】	回答書を紙文書で送付する。（現行のまま）	・ 全庁で公印押印の取扱いの見直しを検討中。令和7年度からの見直し実施に向けて、公印押印の可否について要検討。 議長の電子署名が必要であり、電子署名を行う方法について要検討。	
		【案②】	回答書をオンラインで送付する。		
6 オンライン提出の締切期限	締切日の執務時間まで	【案①】	締切日の執務時間までとする。 (午後5時30分到着分まで)		
		【案②】	締切日当日までとする。 (締切日翌日の午前0時前までに到着)		
請願	7 紹介議員の取扱	請願書に署名・記名押印する。		請願者が請願書データに紹介議員を記名する。	
	8 紹介議員の本人確認	請願書に署名・記名押印する。		請願書受付後、紹介議員に対し、紹介議員になっていることの意味確認を口頭で行う。 (議会局から)	
	9 紹介議員の意味確認が取れない場合の対応			請願書として受理しないものとする。 (請願者へ陳情書として受理する旨を議会局から伝達)	

2. 請願・陳情の意見陳述にかかる手続について

	検討項目	現行 (紙文書で提出)	改 正 案		
				改正内容	特 記
請願・陳情共通事項	1 提出方法 ・意見陳述申出書 ・意見陳述者変更申出書 ・意見陳述申出取り下げ書	来庁・郵送		電子申請システム	
	2 提出者の本人確認の水準	本人確認なし	【案①】	電子証明書（マイナンバーカード）の利用	
			【案②】	運転免許証等各種証明の添付	
			【案③】	本人確認なし	
	3 住所、請願・陳情（代表）者名の記載方法	意見陳述申出書等に記名する。		意見陳述申出書等データに記名する。	
4 議長から提出者への意見陳述許可・不許可通知書の送付方法	通知書を紙文書で送付	【案①】	通知書を紙文書で送付する。（現行のまま）	「1. 請願・陳情の提出等にかかる手続」の5と同様とする。 議長の電子署名が必要であり、電子署名を行う方法について要検討。	
		【案②】	通知書をオンラインで送付する。		
5 オンライン提出の締切期限	締切日の執務時間まで	【案①】	締切日の執務時間までとする。 (午後5時30分到着分まで)		
		【案②】	締切日当日までとする。 (締切日翌日の午前0時前までに到着)		